

要保存

◀ PTA 世 ▶

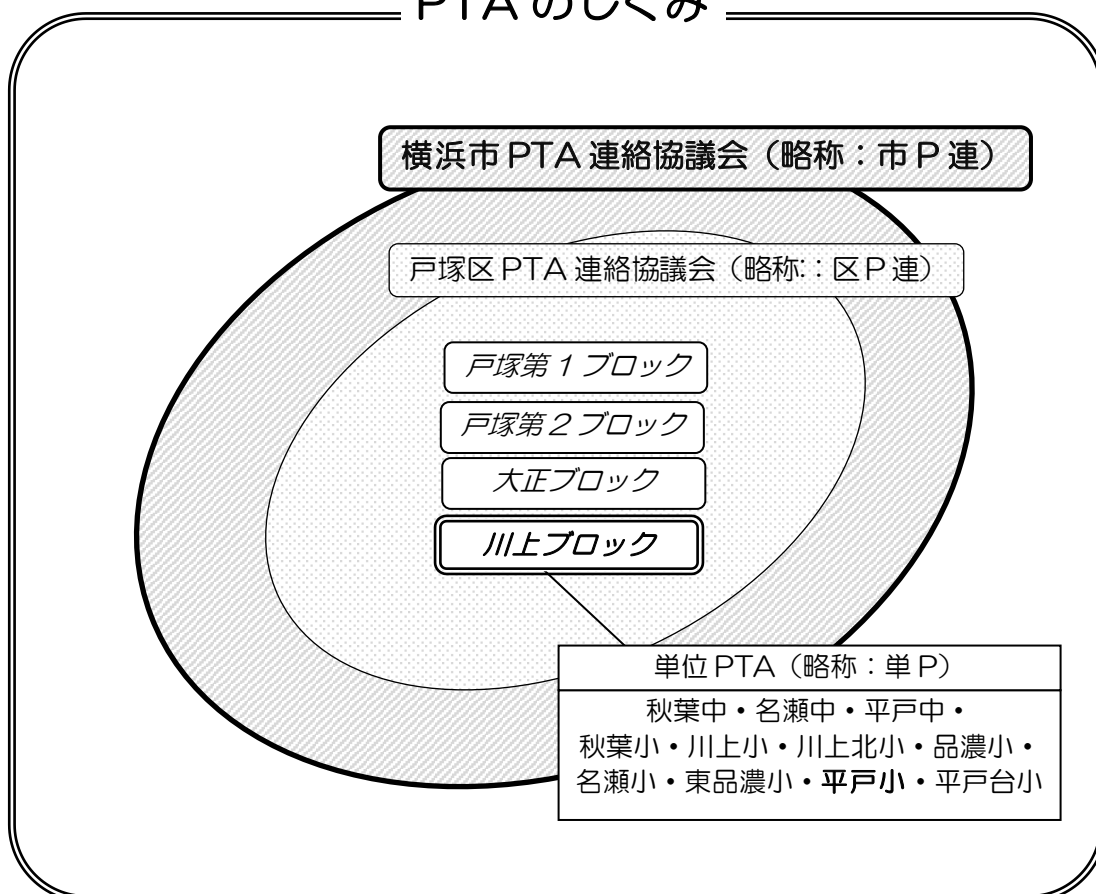


横浜市立 平戸小学校
HIRADO ELEMENTARY SCHOOL

目 次

- I. 横浜市立平戸小学校 PTA ナビ
- II. 横浜市立平戸小学校 PTA 規約
- III. 平戸小サポート隊
- IV. 平戸小サポート隊規約
- V. ボランティア活動について
- VI. 保護者サークル
- VII. 平戸小学校 P T A 個人情報取扱規則

PTA のしくみ



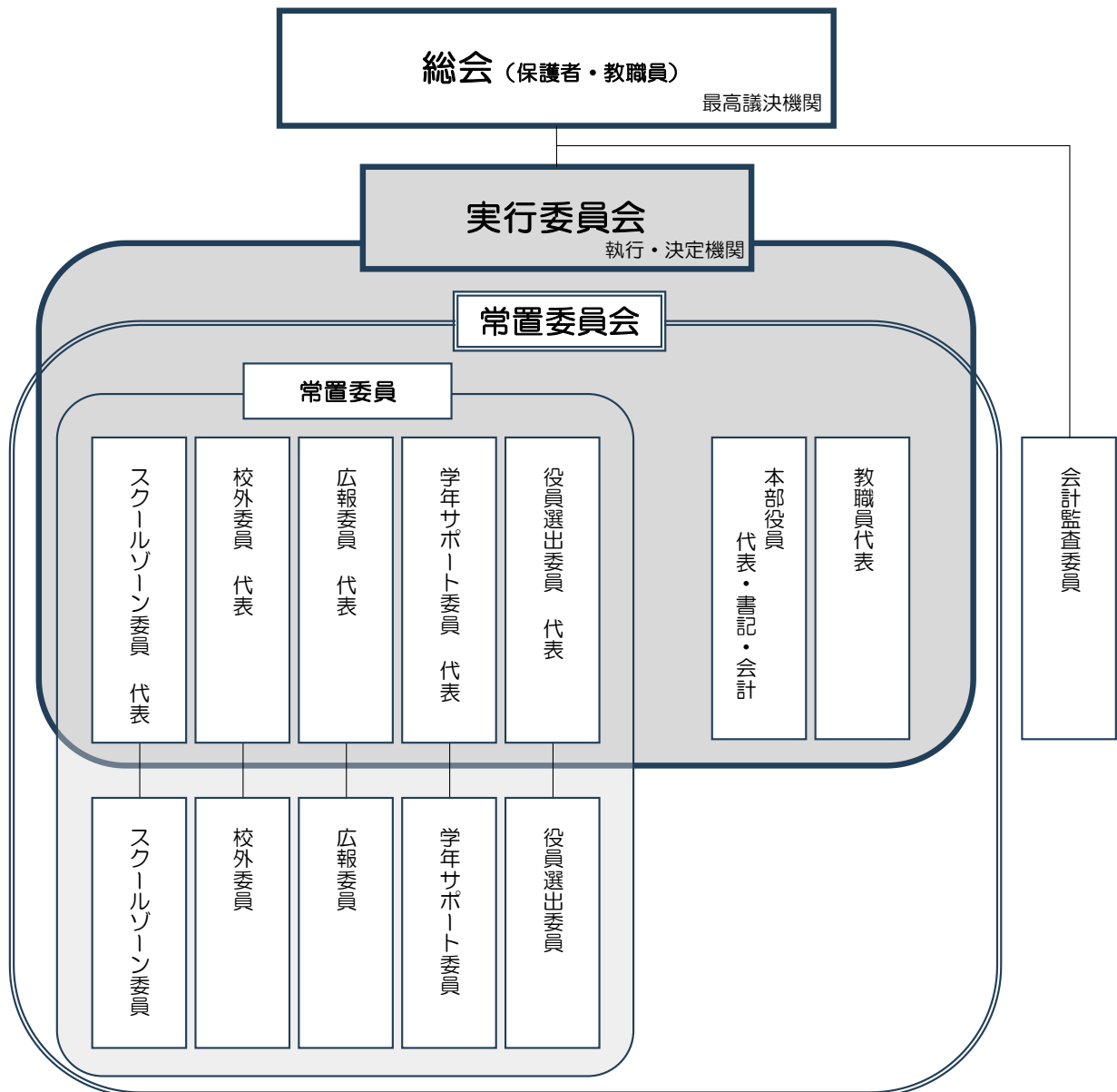
(2026 年 3 月 更新)

I. 横浜市立平戸小学校 PTA ナビ

《PTAとは》

「Parent（親）」「Teacher（先生）」「Association（会）」の頭文字をとったもので、保護者と先生が協力して、家庭と学校と社会における子どもの幸せと、健全な成長を図ることを目的とした、任意加入の団体である。PTAは任意加入のため、毎年入会確認をすることとする。

横浜市立平戸小学校 P T A 組織図



《本部役員》

① 本部役員の活動

- ・会員代表として平戸小学校のサポートを行い、学校、地域、保護者の窓口になる。
- ・地域活動に参加する。
- ・戸塚区PTA 連絡協議会関連および、戸塚区PTA 連絡協議会川上ブロックの活動に参加する。
- ・戸塚区PTA 連絡協議会のブロックの幹事校や、戸塚区PTA 連絡協議会、横浜市PTA 連絡協議会関係の担当校になった年度は、外部の活動にも参加する。
- ・任期は1年とする。ただし、5月総会終了までは相談役として残る。

(1) 代表

- ・総会・実行委員会などその他の会議を招集し、執り行う。
- ・平戸小サポート隊隊長を兼務する。
- ・学校外の活動（会議など）にも出席する。

(2) 書記

- ・本部発行の印刷物の作成、発行、配信をする。
- ・議事録作成、記録を保管する。
- ・書面総会などのGoogle フォームの作成・データ管理をする。
- ・平戸小サポート隊書記を兼務する。

(3) 会計

- ・PTA 会費の管理、文具・備品の管理をする。
- ・平戸小サポート隊会計を兼務する。

② 選出方法

- ・年度中、適切な時期から役員選出委員が選出活動を開始する。補者を選出し、本人の承認を得て、候補者として推薦される。
- ・役員選出委員によって、原則3月総会までに候補者の氏名が全会員に公示される。

役員名	人数	選出基準
代表	3名	学年を問わず、全校から選出
書記	2名	学年を問わず、全校から選出
会計	2名	学年を問わず、全校から選出

③ 活動特典

- ・代表経験者：子ども全員分の役員委員活動経験分とする。（きょうだいの年の差は無関係）
 - ・書記経験者：子ども2人分の役員委員活動経験分とする。（きょうだいの年の差は無関係）
 - ・会計経験者：子ども2人分の役員委員活動経験分とする。（きょうだいの年の差は無関係）
- ※2年以上の本部役員活動経験者は、PTA 活動協力功労者として、卒業式の際、保護者席を優先席として2席確保される。

④ 参加会議

- ・総会、常置委員会、実行委員会、本部定例会、学校運営協議会（代表） など

《会計監査委員》

①会計監査委員の活動

- ・PTA会計の監査をする。
- ・平戸小サポート隊の会計監査を兼務する。
- ・年度末、または必要に応じて、随時会計の状況、財産の管理状況について、監査を行うことができる。
- ・交通安全母の会に学校代表として参加する。（定例会や交通安全活動・地域の行事への参加など）

②選出方法

- ・年度中、適切な時期から役員選出委員が選出活動を開始する。
- ・役員選出委員が本人の承認を得て、候補者を推薦する。
- ・役員選出委員は、原則3月総会までに候補者の氏名を全会員に公示する。

委員名	人数	選出基準
会計監査	2名	学年を問わず、全校から選出

③活動特典

- ・子ども2人分の役員委員活動経験分とする。（活動年に在校している子どもに限る）
- ・2年以上の役員委員活動経験者は、PTA活動協力功労者として、卒業式の際、保護者席を優先席として2席確保される。

④参加会議

- ・総会、常置委員会、実行委員会（年度初めと年度末）、交通安全母の会の定例会

《常置委員》

①常置委員の活動

- ・平戸小の5つの委員会、学年サポート委員、広報委員、校外委員、スクールゾーン委員、役員選出委員のこと。
- ・活動の内容や外注に伴う活動費の増減は、学校・PTA・社会情勢を鑑みて、柔軟に対応する。なお、大幅な予算の増額を要する場合は、実行委員会での承認を必ず受けることとする。
- ・任期は1年とする。ただし、4月常置委員会までは相談役として残る。

(1)学年サポート委員

- ・学年行事・学級活動などのボランティア募集およびとりまとめをする。（希望により参加可能）
（※水泳学習補助、ふるさと平戸、書き初め、みはらし公園清掃、特別清掃など）
- ・学年費の監査をする。
- ・カーテンの洗濯外注手配をする。
- ・白衣の修繕を行う。
- ・学校保健委員会に参加する。（代表者）
- ・区内保健関連総会に出席する。（代表者）

(2)広報委員

- ・PTA広報紙「なしの実」の取材、作成、発行、配信をする。
- ・取材のため、地域や学校行事へ参加する。

(3)校外委員

- ・安全見守りスケジュールの割り振りを行う。
- ・校外だよりの作成をする。
- ・サポート隊運営役員・運営委員を兼務し、ミーティングに出席する。
- ・新1年生学校説明資料配付会の手伝いをする。
- ・校外ナビ等の更新を行う。
- ・地域会合へ参加する。（代表者）

(4)スクールゾーン委員

- ・スクールゾーン対策協議会(※)を開催する。
- ・協議会資料を作成する。
- ・スクールゾーン対策協議会の報告書を作成する。
- ・サポート隊ミーティングに参加する。

※スクールゾーン対策協議会とは

- ・平戸小学校の通学路（スクールゾーン）の安全のために、地域（各自治会・町内会代表）、行政（区役所・土木事務所・警察署）、学校と行う協議会。
- ・危険箇所や防犯の必要な場所を確認して、要望書を提出。協議会の報告を各家庭に配付する。

(5)役員選出委員

- ・年度中、適切な時期（おおむね7月頃）から、選出活動を開始する。
- ・次期本部役員（代表3名・書記2名・会計2名）および会計監査委員2名の候補者を選出し、本人の承認を得て、候補者を推薦する。
- ・原則3月総会までに候補者の氏名を全会員に公示する。

②選出方法

- ・1年生から5年生の児童がいる会員に対し、次年度の常置委員の募集を行う。
- ・2月頃、学校の協力のもと、「委員協力フォーム（Webフォーム）」を参考に、以下の人数を選出する。
- ・新1年生は、学校の協力のもと、「委員協力フォーム（Webフォーム）」を参考に、学年サポート委員3名を選出する。
- ・最終的に定員に満たない場合、集まった人数で、できる限りの活動を行う。
- ・「委員協力フォーム（Webフォーム）」の回答データは、1年間保持し、本部で責任を持って破棄することとする。

委員名	人数	選出基準	代表
学年サポート委員	18名	各学年から3名ずつ選出	内3名
広報委員	10名	学年を問わず、全校から選出	
校外委員	8名	学年を問わず、全校から選出	
スクールゾーン委員	9名	学年を問わず、全校から選出	
役員選出委員	6名	学年を問わず、全校から選出	

③活動特典

- ・委員代表：子ども2人分の役員委員活動経験分とする。（活動年に在校している子どもに限る）
- ・委員：子ども1人分の役員委員活動経験分とする。

④参加会議

- ・総会、常置委員会、実行委員会、委員定例会

《総会》

①総会とは

- ・PTA全会員をもって構成される最高議決機関で、PTAの事業内容や役員を決める。
- ・総会に出席できない場合は、委任状を署名・捺印の上、提出する。書面総会の場合は、Webフォームにて承認状を提出する。

(1)定期総会

- ・5月総会：前年度の事業報告の審議・承認、前年度会計報告および会計監査報告の審議・承認。
新年度事業計画案の審議・承認、新年度予算案の審議・承認。
その他の議題の審議・承認。
- ・3月総会(※)：次年度のPTA本部役員及び会計監査候補者の審議・承認。
その他の議題の審議・承認。
※次年度の役員候補者が決まり次第行うため3月以前に行うことがある。

(2)臨時総会

- ・実行委員会が必要と認めたとき、開催する。

②総会の定足数

- ・会員の5分の1以上の出席（書面総会の際は回答）によって成立する。
- ・ただし委任状によって出席に代えることができる。

③総会の議決

- ・出席者の過半数の同意を得て承認されなければならない。

《実行委員会》

①実行委員会とは

- ・総会に次ぐ執行・決定機関。
- ・横浜市立平戸小学校PTAの運営に必要な項目について、審議・検討し、活動する。

②構成メンバー

- ・校長、副校長、学校書記
- ・本部役員（代表・書記・会計）7名
- ・常置委員各代表（学年サポート委員・広報委員・校外委員・スクールゾーン委員・役員選出委員）

《常置委員会》

①常置委員会とは

- ・常置委員が参加する会議。
- ・4月に開催し、年度の活動についての共有を行う。

②構成メンバー

- ・校長、副校長
- ・本部役員（代表・書記・会計）7名
- ・会計監査委員
- ・常置委員（学年サポート委員・広報委員・校外委員・スクールゾーン委員・役員選出委員）

《PTA会費》

- ・PTA会費は年会費とする。一世帯一会員とし、在校生2名以上の家庭は上級生の方から所定の金融機関より引き落としされる。

■PTA運営費	通 信 費：Wi-Fi 導入
	旅 費：各種会合交通費
消 耗 品	費：紙、事務用品、印刷機インク、マスター代 他
修 繕	費：備品の修理・部品代・OA機器購入代
備 品	費：備品代（コピー機、印刷機リース代）エアコン買替 他
慶 弔	費：会員の慶弔費 他
渉 外	費：行事祝い金・区PTA 連絡協議会・市PTA 連絡協議会懇親会参加費
福 利 厚 生	費：運動会参加賞、卒業証書ファイル・コサージュ 他
分 担 金	：区PTA 連絡協議会・市PTA 連絡協議会の分担金
こども110番の家	：こども110番登録者に対する物損・入院・怪我などの際の見舞金
活 動 費	：PTA 活動謝礼金、ふるさと平戸・プールボランティア飲み物代
寄 付 備 品	費：学習や学校生活で子どもたちが使う物品購入代
予備費（運営）	：運営費に関わる予備費

■委員会活動費	校 外 委 員 会：校外だより印刷費 他
	スクールゾーン委員会：スクールゾーン対策協議会 他
広 報 委 員 会	：外部発注委託費 他
学 年 サ ポ ー ト 委 員 会	：感謝の会・諸経費 他
学 年 サ ポ ー ト 委 員 会（健康）	：清掃用品他・カーテン外部発注委託費
役 選 委 員 会	：印刷代
予備費（委員会）	：委員会活動に関わる予備費

■その他	経 費：他の勘定科目に当てはまらない経費
積 立 金	：周年行事準備金 創立記念5年・10年毎に使用

■教育活動費	行 事 協 力 費：入学式・卒業式の花代他・ふるさと平戸地域ボランティアお弁当代
環 境 整 備	費：環境整備に伴う雑費（はなひら園芸部の土・苗代等）
活 動	費：学習協力者支援金・学校医謝礼 他
資 料	費：資料取寄せ着払い費用 他
予 備	費：教育活動費に関わる予備費

Ⅱ．横浜市立平戸小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 この会は横浜市立平戸小学校PTAと称し、事務所を平戸小学校（横浜市戸塚区平戸町542番地）に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な育成と福祉の推進を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 家庭と学校と社会との関係をいっそう緊密にし、児童の心身の健全な発達をはかる。
- ② 児童の生活環境を良くする。
- ③ 会員の研修、親睦を図る。
- ④ その他、会の発展、向上を図るための各種必要な活動をする。

第3章 方 針

第4条 この会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。

- ① 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- ② 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- ③ この会またはこの会の役員の名でいかなる政治活動にも関係を持たない。
- ④ 学校の人事、運営、管理には干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員の資格は次の通りとする。

- ① 本校に在籍する児童の保護者またはそれに代わる者（以下保護者という）
- ② 本校に在籍する教職員

第5章 入退会

第6条 PTAの入会に関しては任意である。

- ① 毎年入会の意思確認を実施する。
- ② 退会は随時受け付けるものとする。ただし退会の申し出は、退会を希望する月の前々月末日までにPTA本部に申し出るものとする。
- ③ 入会の有無によって児童が不利益を受けることはない。

第6章 役 員

第7条 この会の役員は次の通りとする。

- ① 代表3名（保護者）
- ② 書記3名（保護者2名・教職員1名）
- ③ 会計3名（保護者2名・副校長）

第8条 役員の任期は1年とする。最長、同一役職は3年までとする。役員及び会計監査に欠員を生じた場合は、原則として補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

第9条 役員及び会計監査委員の選出は総会で行う。『委員協力フォーム』および『委員協力カード』を参考にして候補者を選出する。

第10条 校長、副校長は学校の運営、管理ならびに教育の向上を図るため、各種委員会に出席して、意見を述べることができる。

第7章 役員の任務

第11条 ①代表はこの会の一切の会務を統括し、次の職務を行う。

- ・総会及び実行委員会を招集する。ただし役員選出委員を除く。
- ・常置委員会により指名された委員会代表および委員を委嘱する。
- ・代表は役員選出委員会及び会計監査委員会を除く全ての集会に出席して、意見を述べることができる。

②書記は総会、実行委員会の議事を記録する。なお、記録・通信その他を作成・保管する。

③会計は本会すべての金銭の収支を正確に記録し、会計監査を経て5月総会に決算報告をする。

④役員及び会計監査に欠員を生じた場合は、原則として補充し、その任務は前任者の残存期間とする。

第8章 会計監査委員

第12条 この会の経理を監査するため、2名の会計監査委員をおく。

第13条 会計監査委員の選出及び任期は役員に準ずる。

第14条 会計監査委員は、年度末、または必要の都度、随時会計の状況、財産管理の状況について、監査を行うことができる。

第9章 総 会

第15条 総会は全会員を持って構成され、この会の最高議決機関とする。

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は、5月（年度初め）及び毎年3月（年度末）に開き、次の事項を協議決定する。

☆5月総会

- ①前年度の事業・決算報告の承認
- ②新年度の事業計画、活動方針の審議承認
- ③予算等の審議、決定
- ④その他、必要な事項

☆3月総会（内容により書面総会）

- ①新年度役員ならびに会計監査委員の選出
- ②その他、必要な事項

臨時総会は、緊急時案の発生または実行委員会においてその必要を認めた場合を開催する。

上の総会の日時、場所、議題は、前日までに全会員に通知する。

ただし、緊急やむをえないときは、その限りではない。

第17条 総会は会員の5分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席に代えることができる。

第18条 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

第19条 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

第10章 実行委員会

第20条 実行委員会は、役員、常置委員会の各委員会代表によって構成する。

第21条 実行委員会の目的は、次の通りである。

- ①常置委員会で立案された事業計画、運営方針を審議検討する。
- ②総会に提出する原案、報告書等を審議検討する。
- ③その他、会員から委任された事項を処理する。
- ⑤ その他、特に必要な事項を処理する。

第22条 実行委員会は、毎月1回開催することを原則とする。

第23条 実行委員会は、委員の半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

第11章 常置委員会及び特別委員会

第24条 常置委員会に次の委員会をおく。

- ① 学年サポート委員会
- ② 広報委員会
- ③ 校外委員会
- ④ スクールゾーン委員会
- ⑤ 役員選出委員会

第25条 特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設けることができる。

第12章 役員選出委員会

第26条 全校から学年を問わず選出された6名で構成される。ただし、事情に応じて、実行委員会で検討し、委員を増減することができる。

第27条 教職員の中から2名を選出する。相談役として、本部役員から1名以上選出する。

第28条 役員選出委員は、役員及び会計監査委員の候補者となることはできない。

第29条 役員選出委員は活動開始時より実行委員会に出席する。

第30条 役員選出委員会は、3月総会前に役員および会計監査候補者の氏名を全会員に公示する。

第13章 経 理

第31条 この会に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入を持ってあてる。

第32条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行なわれる。

- 第33条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第34条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第35条 この会の会費は、1世帯年額3600円を上限にその年度の予算を決定できる。
会費はその年度の7月に年払いで納めるものとする。ただし、前納することもできるものとする。
また、転出入の場合は、その時期に応じて別途対応する。
- 第36条 退会時は、入会期間に応じて月割計算にて返金額を算出し返金する。
- 第37条 会員の表彰、転退職(職員)、慶弔に関しては、実行委員会の議を経て別に定める。

第14章 細 則

- 第38条 この会の運営・事業活動に関し、必要な細則はこの規定に反しない限りにおいて、実行委員会に議決を持って定める。

第15章 改 正

- 第39条 本規約は、総会において出席会員の過半数の同意を得て改正することができる。
ただし、改正案は、総会前に会員に通知しなければならない。

第16章 付 則

- 本規定は、昭和47年4月 1日から施行する。
- 本規定は、昭和48年3月 6日から改正施行する。
- 本規定は、昭和49年3月 8日から改正施行する。
- 本規定は、昭和50年3月 6日から改正施行する。
- 本規定は、昭和51年3月12日から改正施行する。
- 本規定は、昭和60年3月 5日から改正施行する。
- 本規定は、平成 2年4月 6日から改正施行する。
- 本規定は、平成 3年3月10日から改正施行する。
- 本規定は、平成 7年3月 9日から改正施行する。
- 本規定は、平成 8年2月29日から改正施行する。
- 本規定は、平成12年4月 1日から改正施行する。
- 本規定は、平成15年4月 1日から改正施行する。
- 本規定は、平成20年3月 7日から改正施行する。
- 本規定は、平成22年3月15日から改正施行する。
- 本規定は、平成31年3月 8日から改正施行する。
- 本規定は、令和 4年4月 1日から改正施行する。
- 本規定は、令和 5年1月12日から改正施行する。
- 本規定は、令和 6年1月19日から改正施行する。
- 本規定は、令和 8年1月 7日から改正施行する。

慶 弔 規 定（内規）

本規定は、平戸小学校 PTA 会員およびその家族に対する慶弔について定めたものである。

1. 慶弔の種類は次のものとする。

①傷病見舞（児童・教職員のみ）

児童・教職員が 1 ヶ月以上入院した時 金 5,000 円

②死亡弔慰

会員(保護者・教職員)・児童が死亡した時 金 10,000 円＋生花

教職員の家族(一親等) 金 5,000 円

学校活動に協力を得ている地域の方(サポート隊、運営協議会委員など)

金 5,000～10,000 円

(関係性によりその都度学校と相談)

③災害見舞

その程度によることとし、実行委員会の議決を経て見舞う事ができる。

④転勤・退職

教職員が転勤・退職した時 記念品

⑤結 婚

教職員が結婚した時 金 3,000 円

2. 傷病見舞は、教職員については疾病にかかり休業 1 ヶ月を超えた場合、または公務中に負傷した場合とする。児童については、1 ヶ月以上の入院の場合とする。ただし、夏休みその他の公休を含める。

3. 死亡弔慰の教職員の家族については、配偶者・実父母・子女とする。

4. 災害見舞は、会員の居住する家屋、あるいは家財が災害をこうむった場合、その程度によって役員会にはかり見舞金、または見舞品を送る。
ただし、10,000 円を限度とする。

5. その他、必要に応じ役員会にはかって対処する。

ただしその都度、実行委員会および会員に報告する。

6. この内規は

本規定は、昭和 48 年 3 月 6 日から施行する。

本規定は、昭和 49 年 3 月 8 日から改正施行する。

本規定は、昭和 51 年 3 月 12 日から改正施行する。

本規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から改正施行する。

本規定は、昭和 58 年 3 月 31 日から改正施行する。

本規定は、平成 7 年 3 月 9 日から改正施行する。

本規定は、平成 8 年 2 月 29 日から改正施行する。

本規定は、平成 11 年 4 月 1 日から改正施行する。

本規定は、平成 12 年 4 月 1 日から改正施行する。

本規定は、平成 13 年 12 月 1 日から改正施行する。

本規定は、平成 20 年 3 月 7 日から改正施行する。

本規定は、平成 22 年 3 月 15 日から改正施行する。

本規定は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

本規定は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

Ⅲ. 平戸小サポート隊（学援隊*登録団体）

平戸小サポート隊は平成18年2月に発足した「平戸小防犯サポート隊」を基盤として平成19年7月に横浜市教育委員会の学援隊登録団体として新たに発足しました。現在は市から助成金をいただき、全家庭にオリジナルのネームプレートを配付・着用することで地域の防犯の強化になっています。

* 学援隊とは

学校と保護者・地域住民の方と協働した、児童生徒の安全見守り活動を推進・拡大するために、教育委員会が実施する事業

1. 運営委員会

<運営役員>

- ・隊長 PTA本部代表 1名
- ・副隊長 地域防犯の方 1名、校外委員代表 1名
- ・書記 PTA本部書記 1名、校外委員書記 1名
- ・会計 PTA本部会計 1名
- ・会計監査 PTA会計監査 1名

<運営委員>

- ・本部役員（上記運営役員を除く）
- ・校外委員（上記運営役員を除く）
- ・地域防犯の方（上記運営役員を除く）

<<活動内容>>

- ・運営ミーティングに参加
- ・地域の防犯部の方と連携しての防犯活動
- ・児童に対する支援活動のとりまとめ

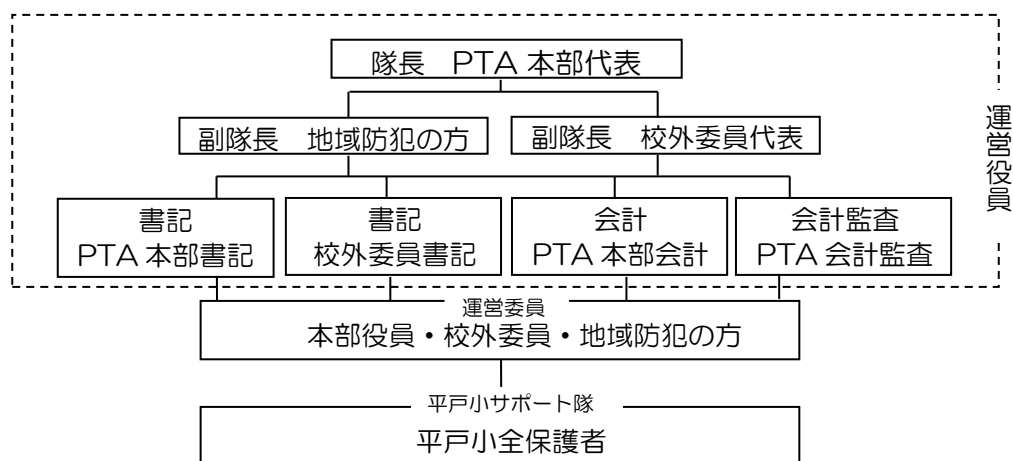
2. サポート隊員

- ・平戸小全保護者

<<活動内容>>

- ・ネームプレートや、腕章を着け、横断旗を持参して、安全見守り・はたふり誘導、あいさつ運動
- ・パトロール（来校時などの見守り）
- ・児童に対する支援活動

<<平戸小サポート隊組織図>>



IV. 平戸小サポート隊規約

(設 置)

第1条 本団体を「平戸小サポート隊」（以下「本隊」という。）と称し、横浜市立平戸小学校（横浜市戸塚区平戸町542番地）を拠点に活動する。

(目 的)

第2条 本隊は、平戸小学校における児童の健康と安全を守るためにボランティア活動を実施する。
【全保護者が、できるときにできることを】をモットーに、児童の健康保持増進や安全確保を主に支援する。

(活 動)

第3条 本隊は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
(1) 校門・校舎などの安全確保活動と健康保持増進活動の支援
(2) 登下校時の通学路における児童の安全見守り活動
(3) その他、児童に対する健康安全教育を支援する活動

(構成メンバー)

第4条 本隊は次のメンバーで構成する。

運営役員

・隊長	PTA本部代表	1名	
・副隊長	地域防犯の方	1名	校外委員代表 1名
・書記	PTA本部書記	1名	校外委員書記 1名
・会計	PTA本部会計	1名	
・会計監査	PTA会計監査	1名	

運営委員

- ・本部役員（上記運営役員を除く）
- ・校外委員（上記運営役員を除く）
- ・地域防犯の方（上記運営役員を除く）

サポート隊員

- ・上記を除く平戸小全保護者

(運営役員・運営委員の任務)

第5条 任務は次のとおりとする。
(1) 隊長・副隊長は、隊を代表して、隊を掌理する。
(2) 書記は議事を記録し、サポート隊員に広報する。
(3) 会計は、助成金の出納管理を行う。
(4) 会計監査は、隊の会計を監査する。
(5) 運営委員は、活動予定登録表の集計業務を行う。

(運営役員・運営委員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
役員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残留期間とする。

(総 会)

第7条 本隊は、隊の年間活動計画等について、協議するため総会を開催する。
また、年度終了後、すみやかに文書において、会計報告を行う。

(運営ミーティング)

第8条 本隊は、隊の運営について協議するため、運営役員・運営委員による運営ミーティングを開催する。
運営ミーティングは隊長が執行し、関係者の意見を聴取することができる。
方法は対面、書面いずれも可能で、回数はその年に応じて実施する。

(学校教職員等との連携)

第9条 本隊は、隊の活動にあたっては、学校長と十分に協議し、学校長の方を得た上で、教職員との密接な連携を図る。

(帳簿等の整理)

第10条 校内活動報告については、「活動日誌」を記入する。活動日誌は学校長に提出し、その確認を得る。
校外活動（安全見守り）については、隊長が「活動予定登録表」を集約する。会計帳簿を備え、領収書等必要な書類・文書等を保存する。

(秘密の保持)

第11条 活動にあたっては、知りえた秘密の厳正な保持に留意する。

(附 則)

この規約は、平成19年7月 1日から施行する。
この規約は、平成20年4月 1日から改正施行する。
この規約は、平成21年4月 1日から改正施行する。
この規約は、令和 4年4月 1日から改正施行する。
この規約は、令和 5年1月12日から改正施行する。
この規約は、令和 6年1月19日から改正施行する。

V. ボランティア活動について

—できるときにできることを—

1. One Day ボランティア

随時、学年サポート委員会や学校が募集をする。

※休日のボランティア活動には、保護者だけでなく児童も参加できます。

※無理なくできるときにご参加お願いします。

《活動内容》

- ・学年行事、学級活動のお手伝い
- ・学校大掃除のお手伝い
- ・カーテン洗濯（教室分）のお手伝い
- ・白衣修繕
- ・運動会の後片付け 等

2. みはらし公園の清掃（公園愛護会による清掃活動）

「平戸みはらし公園愛護会」が主催する、みはらし公園清掃全 10 回（1～2月を除く、毎月第3土曜日）に参加し、「平戸みはらし公園愛護会」の事業計画に基づき、除草・清掃、花の植え付け等を行う。

学校が保護者・児童よりボランティアを募集する。

VI. 保護者サークル(地域協働本部管轄)

1. あいうえおはなしの会

平戸小学校の子どもたちに、本の世界の楽しさ・すばらしさを伝えるとともに、会員同士の交流を深めることを目的としている。

《活動内容》

- ・学年ごと定期的に朝の会にて読み聞かせ
- ・おたより「おはなしだいすき」の作成・発行
- ・月 1 回定例会にて読み聞かせの報告、絵本・児童書の情報交換
- ・月 1 回「中休みライブラリー」を開催
- ・1～3年生を対象に「あいうえおたのしみ会」（授業時間内）の開催

2. 花ひら園芸部

《活動内容》

- ・正面玄関横の P T A 花壇の手入れ
- ・月 1 回程度の活動（活動日は「学校だより」で告知）

3. 図書ボランティア

《活動内容》

- ・本の修繕やショーケースの飾りつけ
- ・月 1 回程度の活動

4. 畑ボランティア

《活動内容》

- ・畑の草とりや整備
- ・月 1 回程度の活動

☆これらのサークルは、在校生保護者だけでなく、卒業後も在籍することができる。

Ⅶ. 平戸小学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 平戸小学校PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA代表とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、実行委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付、連絡
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データは、紙媒体であれば施錠できるところに保管する。電子ファイルであればパスワードで保護された領域に保存し、不正アクセス、漏えい、滅失、き損等の予防に努める。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA代表に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「平戸小学校PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成29年6月6日より施行する。